横浜市会議員（西区）

おぎわら 隆宏（たかひろ） 市政報告

Municipal administration report

立憲民主党横浜市会議員団市政報告西区版 2021年11月22日発行

激動の2021

山中市長が誕生、あたらしい西区、あたらしい横浜市へ

2021年も残すところ1ヶ月ほどとなりました。本年の横浜市政は「カジノの是非を決める住民投票」直接請求から始まり、夏には市長選、10月にはカジノＩＲ誘致が停止されました。まさに激動の１年でした。

住民投票を生かす社会へ

昨年12月23日に「カジノの是非を決める住民投票」を実施する条例案が19万3,193筆の署名と共に横浜市に直接請求され、前市長は住民投票の実施に「意義を見出しがたい」として否定的な意見を付し横浜市会に住民投票条例案を提出しました。これを受け、1月6日に市会の臨時会が開かれ、立憲民主党系会派など34名の議員が賛成しましたが、自民・公明系会派51名が反対し、住民投票は実現に至りませんでした。

住民投票は、政策を議会だけで決めるのではなく、住民・国民が直接決定する制度です。本来、住民投票は民主主義社会において最もその結果が尊重されるべきもの。2014年スコットランド独立を問う住民投票は16歳以上のスコットランド住民が投票し、英国のEU離脱を問う国民投票も、国民が直接決定した離脱賛成との結果を、最も重い決定として政治家がその実現に奔走しました。我が国では、住民投票の結果を法的拘束力のあるものとして認める法律も整備されておらず、住民投票の意義を政治家自身が軽んじている現実があります。現行の地方自治法では、議会が承認しなければ住民投票ができず、また、たとえ住民投票が実施されても、その結果に市長や議会が拘束されない制度になってしまっています。これは、民が主（あるじ）の民主主義が残念ながら日本に定着していない表れというべきもので、選挙だけでは反映しきれない住民の意志を、政策決定にしっかり生かす社会に変えていく必要があります。

カジノ誘致・新劇場整備を停止

8月22日投開票の市長選でカジノIR誘致反対を掲げた山中竹春市長が誕生し、公約通り9月10日の本会議で山中市長によりカジノIR誘致の撤回が宣言されました。あらためまして横浜市民の皆様のヨコハマの未来を思う強い志に心からの敬意を表します。10月1日にはIR推進室が廃止され、現在は業務調整課との名称でIR誘致停止後の残務作業が進められています。また同日に、バレエ・オペラの新しい劇場整備推進の部署であった芸術創造本部も廃止され、新劇場整備も停止されました。横浜市は、コロナ禍を乗り越え地域の再生を図るために、これまでの官主導の“大規模な箱モノ集客型”の観光政策とは異なる視点で未来図を描かねばなりません。みなとみらい地区には既に民間による国内最大級の２万人収容の音楽ホールが着工されており、神奈川大学みなとみらいキャンパスも４月にオープンし、ハーバーエリアは着実にあたらしい未来に向かって前進しています。西区において、東横線跡地の再整備、平沼一之橋・二の橋の交通環境リニューアルの検討などを通じて、西区の賑わい作りと暮らしやすさの向上に向けた取り組みを着実に進めて参ります。そして市全体で少子高齢社会の課題を乗り越えるために、医療・介護・保育・障がい児者福祉における市民の幸いを守る基礎自治体としての地力を固める必要があります。医療・福祉の現場で働く人々が希望をもって働きやすい環境をつくり出すために、お給料等の待遇改善は喫緊の課題であり、会派の予算要望等も通じながら、“福祉一流のヨコハマ”を目指して福祉現場の賃金向上に取り組んで参ります。（※裏面に関連記事）

第３回定例会 決算特別委員会が終了

第３回定例会では山中市長による市長選後初めての新型コロナ対策を含めた補正予算に加え、令和２年度の横浜市決算の審査が行われました。横浜市会では決算審査は86名の全市議が43名ずつ二手に分かれ(決算第一・第二特別委員会）全局に対し行われます。市から提出された決算書類から、いくつかのトピックを紹介します。

※各グラフは市会に提出された「令和２年度　横浜市一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）決算並びに基金運用状況審査意見書」に基づき作成しています。

決算トピック①

令和２年度の横浜市の市税収入は、8,438億6,981万円（前年度比25億8,619万円の減）となっており、個人市民税は給与所得納税者数の増等により42億2,758万円の増収（1%増）、法人市民税は、国による税制改正や企業収益の減少などにより103億6,826万円の減収（17.7%減）、固定資産税は新増築家屋の増等により35億1,796万円増収（1.3%増）となっています。国による税制改正とは、地方自治体間の経済格差を是正する目的で法人市民税の一部を国税化して地方交付税の原資にする措置のことです。H26に始まり、国税化の割合がH28（消費税10%へのアップ時）に増加され、H26改正以前は法人市民税(12.3%)は全額市に入っていましたが、現在は市と国に支払う法人市民税の割合が市6%：国6.3%となっています。令和元年度に比べて法人市民税は104億円減じましたが、この税制改正による減は77億円となっています。また、平成30年度に個人市民税が大幅に上昇しているのは、教職員のお給料の支払い元が県から政令市に移行したことに伴い、教職員の個人市民税と県民税の割合が市６：県４から市８：県２に設定され、市への納税分を増やしたことによるものです。令和３年度の市税収入は新型コロナ等の影響によって令和２年度に比べ486億円の減収が見込まれており、コロナ後の未来を見据えた「ヨコハマ再生」のための政策が求められます。

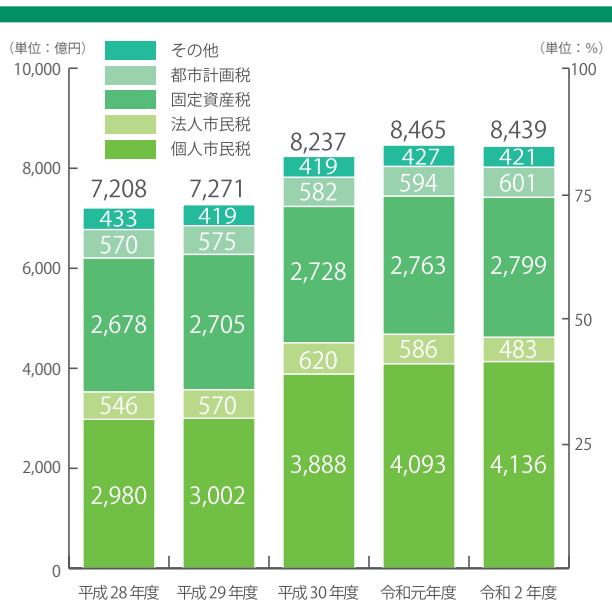

決算トピック②

市税収入の他都市比較［収入済額］※令和元年度決算値

横浜市は792ある全国の市のなかでも市税収入額が最も大きくなっていますが、将来世代が負担する借入金等の割合を示す将来負担比率は、令和元年度は全国の市の中で25位の高さの140.4%（令和2年度は137.4%）となっており、借入金等を減らす財政運営が必要です。税収構成には各都市の特徴が表れており、大阪市は近畿経済圏の中心として法人市民税の割合が高く、横浜市は郊外都市として個人市民税の割合が48%と突出して高くなっています。少子高齢社会において も安心して住み続けられる横浜を維持するため、行政の無駄をなくす努力がより一層求められます。

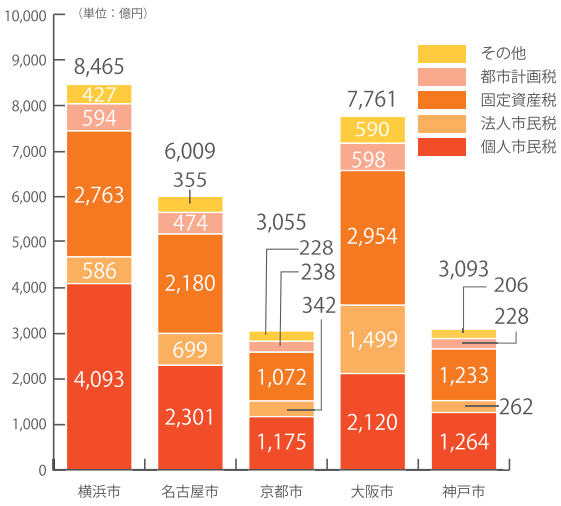

決算トピック③

一般会計が対応する借入金残高の推移

借入金残高の規模は横ばいが続いており、一般会計市債残高は毎年100～300億円ほどの増が続いています。コロナ対策のための赤字地方債を令和２年度は181億円発行。なお、横浜市は令和２年度に新型コロナ対策として５回の補正予算を組み、その総額は6,213億円となり、そのほとんどが国県支出金、国からの地方創生臨時交付金等により賄われました。

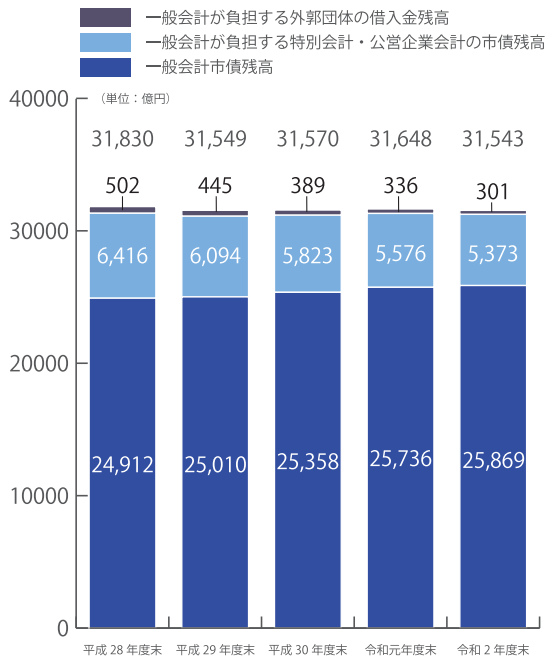

おぎわら隆宏の政策提言

福祉人材の待遇改善に向けて

来年度予算編成に向けた要望を会派として10月20日に山中市長へ提出致しました。そのなかで、保育・介護・障がい児者支援の福祉現場で働く人材確保のための本市独自の取り組みとして、長く安心して働くことのできるお給料のモデル賃金を示すなど、福祉現場の待遇改善に向けた具体的な支援策を要望致しました。福祉の職場では労働組合を結成することも難しく、産業別に設定可能な特定最低賃金を決めるのも容易ではありません。今後、英米で普及しているリビングウェイジ(Living Wage：生活賃金）制度などを研究しつつ、賃金向上に向けての横浜市独自の着実な取り組みが進むよう、とくに、福祉現場の最低賃金制度の創設に向けて議論が広がるよう、取り組んで参りたいと思います。

リビングウェイジ制度とは？

イギリスには３種類の最低賃金があります。一つ目は、国の定める最低賃金（概ね16歳以上が対象で義務的なもの）。二つ目は、国の定めるリビングウェイジ（23歳以上が対象で義務的なもの）。三つ目は、民間団体が定めるリビングウェイジ（18歳以上が対象で自発的なもの）。三つ目のリビングウェイジは、自治体や企業が自発的に守る最低賃金で、リビングウェイジ財団という民間団体が額を算出しています。これに刺激される形で、毎年国の最賃やリビングウェイジの額が向上しています。来年の４月には、国のリビングウェイジが現在の8.91ポンド（約1,365円）から 9.5ポンド（約1,456円）に上がることが既に決まっています。また、ロンドン市には独自のリビングウェイジ額が同財団によって定められており、現在10.85ポンド（約1,663 円）。また、米国では州や都市ごとにリビングウェイジを定め、地域の生活事情を反映し、市民生活を守っています。日本にはまだリビングウェイジによって自治体や企業が独自に最低賃金を設定するケースはありません。しかし、公契約条例などによって公共事業に携わる人々の賃金額を担保する自治体の例はあります。横浜にはまだ公契約条例もなく、リビングウェイジもありません。日本の最低賃金額は10月に神奈川県でようやく1,040円となりました。全国で最も高い東京都で1,041円です。最も低い額は820円（高知・沖縄）でイギリスのリビングウェイジ額に遠く及びません。

画像提供：横浜観光情報

若い世代が将来に希望を持ち、横浜に長く安心して暮らせるための最低限必要な賃金を確保する制度が、とくに福祉現場において必要だと考えます。コロナ禍からの再生に向けた重点的な取り組みの一つとして、全力で推進して参りたいと思います。

※1ポンド＝153.24円で算出

今年最後の定例会
横浜市会
第４回定例会が始まります！

11月30日（火）～12月21日（火）

本会議日程（予定）

11/30(火)・12/7(火)……議案質疑など
12/10(金)……一般質問
12/21(火)……議案議決

その他委員会日程等は市会HPをご覧下さい。

※委員会日程は11/29開催予定の市会運営委員会で決定後公開されます。

おぎわら隆宏政務活動事務所
政治に、良心を。

横浜市政に関するご相談、ご意見などお寄せ下さい！
〒220-0053 横浜市西区藤棚町1丁目100番地

045-334-7213　FAX 045-334-7214　ogi@ogiwara-takahiro.com

©2021 Takahiro Ogiwara